

# 法や条例が「家庭」や「内心」に入り込む

東京都議会で子どもの受動喫煙を防ぐ条例案の審議が始まったが、規制の網を家庭内まで及ぼすという動きには異論も出ている。私的空间が公的空間に侵出していると、前回のコラムで書いたばかりだが、これは逆に、私的空间を公的規制の網の目にかけようとする動きである。

## 新聞社説に「わが意を得たり」

先日、三重県在住の友人から「今朝の中日新聞の社説に留飲が下がる思いがした」とのメールが来た。社説のタイトルは「受動喫煙の防止」。家庭への介入は慎重に。趣旨は「子どもをタバコの害から守る取り組みに異論はないが、家庭内での喫煙の在り方」にまで口出しするのは行きすぎではないか、「こういうことは保護者の良識に委ねたい」というものである。友人はもちろん愛煙家で、メールのタイトルには「わが意を得たり」とあった。

このところ受動喫煙防止の動きが急である。音頭をとる厚労省では、非喫煙者のいわれなき健康被害を強調して、「我が国の規制措置は他国に比べて遅れている」と法案づくりを進めているが、肝心の与党自民党との間で調整がつかず、な

おベンディングとなっている。その間隙を縫うように、都議会の都民ファーストの会と公明党が防止条例案を共同で議員提出、9月20日から議論が始ま

った。これまでの防止法(条例)案が、もっぱら道路や公共施設内での規制を対象にしていたのとは違い、都条例案では規制の網を家庭まで広げている。内容としては、家庭では子どもと同じ部屋でタバコを吸わないよう努力することを求め、子どもが同乗する自動車内では喫煙しないことを義務づけている。

同種の規制が検討されている豊島区条例案では、さらに踏み込んで、車だけでなく家庭でも子どもがいる場合は禁煙にするという。継続的に受動喫煙を受けていると疑われる子どもを発見した人は、区や保健所、家庭支援センターなどに通報できるという項目も盛り込まれているらしい。

社説の趣旨に賛同した友人が喜び勇んで(!?)論説委員室に送ったというフェイスには、昨今はすっかり肩身が狭くなつた喫煙家の思いがあふれている。さわりの部分を引用しておこう。

……昨今の厚生労働省主導の禁煙運動は、まさに常軌を逸しています。禁煙ファッショ！そもそもタバコは嗜好品であり、文化もあるにも拘らず、それを法律で縛ることに誰も声をあげない。大体やり方が卑劣です。子どもの健康を守るという錦の御旗をかざし、反論できない雰囲気を作る

## 家庭に入り込むパターンズム

紫煙はどこにでも入り込むから、たしかに規制するのが難しい。だからと言つて、社会生活の基本単位であり、しかもプライバシーの最大拠点である家庭を法の網に組み込もうとするはどうだろうか。夏は裸で過ごしていようと、派手な夫婦喧嘩をしようと、それは個人、その家庭の自由であるべきである。

功利主義の古典的な考え方には「他者被害の原則」、あるいは「愚行権」というのがある。社会的に責任を負える成人であれば、他人に迷惑をかけない限り、何でも(たとえ愚かな行為であろうと)する自由があるという趣旨である。健康に害があるタバコを吸おうと、そのために肺がんにならうと、それはその人の勝手である。家庭はその自由の最大の拠点であつてしかるべきだろ。

問題は未成年者、要は子どもの保護で

## 現代社会に潜むデジタルの「影」を追う

市民のための「サイバーリテラシー」

矢野 直明 サイバーリテラシー研究所 代表

No.141 受動喫煙防止条例

やの・なおあき / 1966年朝日新聞社入社。79年出版局『アサヒグラフ』編集部員。88年『ASAHIパソコン』初代編集長。『月刊 Asahi』編集長の後、95年から出版局デジタル出版部長兼『DOORS』編集長。97年総合研究センター主任研究員。2002年朝日新聞社退社。同時にサイバーリテラシー研究所を開設。03年4月から06年3月まで明治大学法学院客員教授。06年4月から情報セキュリティ大学院大学客員教授。07年4月から12年3月までサイバー大学IT総合学部教授。著書に『インターネット術語集』(岩波新書)、『サイバーリテラシー概論』(知泉書館)、『総メディア社会とジャーナリズム 新聞・出版・放送・通信・インターネット』(知泉書館、2009年度大川出版賞受賞)など。最新刊『IT社会事件簿』(ディスカヴァー・トゥエンティワン)では、ITの進化により引き起こされたさまざまな事件事故の真相に迫っている。

**ウェブ「サイバー燈台」** 本連載「現代社会に潜むデジタルの『影』を追う」をめぐる意見交換が目玉です。読者のみなさんもぜひご参加ください。 右画面

**プロジェクト欄がオープン** サイバー燈台の“専門店街”「プロジェクト」欄では、「映画史に見るサイバーリテラシー」「サイバーエンターテインメント」などのオリジナル・コンテンツのほか、「客員コナー」として有識者の知見を紹介。【New】



## サイバー燈台

<http://cyber-literacy.com/>



喫煙島からのメール

イラスト kkkkkkkkkkkkeeeeeeee

ある。親の喫煙で子どもが被害を受けるのをどう防ぐべきなのか。そこに、不得な親がいて子どもが犠牲になるから、親に代わって社会システムとしての法で守ろうという考え方出てくるわけだが、こういった立場にある者の利益のためのパトーナリズム（強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のため）だとして、本人の意志に反してでも行動介入・干渉すること、「ウイキペディア」よりは危険である。

パトーナリズムは、日本では「家父長主義」などと訳されるが、条例案での強者は国や自治体であり、弱者があそらく

父親となっている。個人（子ども）の利益を保護するために、権力が個人（大人）の生活に干渉するわけだが、このような政策が回りまわって他の個人の自由・権利をも制限することになるのは承知の事実と言つていい。

## 強気（無頓着）な権力 鈍い反応

審議はこれからだから早計な判断はすべきでないが、こういう権力の家庭への侵出という事態に、世間一般の反応はそれほど敏感でないように見えるのはなぜだろうか。

親による子ども殺し、逆に子による年長の親殺しといった話題が尽きない。パソコンやスマートフォンを通してさまざまな情報が家庭内に入り込み、子どものコミュニケーション環境は親、兄弟、親族、地域と言った現実世界の制約を飛び越えてしまうし、家族の絆も薄れがちである。一方、監視技術の発達で、家庭においてもプライバシーが暴かれかねない事態がある。

子どもの前でタバコを吸うのはやめようと言った、ものの是非をきちんと判断できる一人前の大人が少なくなっている。しかし、社会を作り立たせている個人一人ひとりの「弾力性」がなくなっているように見える。また、たかがタバコの話だからと、いま進みつつある動きから社会の全体像を見通す視点が希薄なようにも思われる。

考えるべきは、こういう社会が健全のかどうかということであって、家庭が混乱しているから、法の規制を家庭に及ぼそうというのは本末転倒であろう。受動喫煙防止法案をめぐる動きは、強行採決の上に成立した「共謀罪」が、刑法の基本である謙抑性を放棄し、個人の内面をも罰しようとした始めた動きとも関連している。

ちなみに私はいまはタバコを吸わないが、友人のメールは、受動喫煙問題に限らず、昨今、著しく制約されつつある個人の自由に対する危険を訴える「坑道のカナリアの叫び」とも受け取れた。